

総務省

○農林水産省告示第二号

国土交通省

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、同条第一項に規定する産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

令和元年六月十四日

総務大臣 石田 真敏

農林水産大臣 吉川 貴盛

国土交通大臣 石井 啓一

積丹	渡島	半島振興対策 実施地域の名称	産業振興促進計画の区域	産業振興促進 計画の作成主 体の名称	産業振興促進計 画の名称	産業振興促進計 画を認定した日
	北海道岩内郡共和町の全域	北海道檜山郡厚沢部町の全 域	厚沢部町	共和町	共和町産業振興 促進計画	令和元年 五月三十一日

紀伊	紀伊	男鹿	津軽	津軽	積丹	積丹	積丹	
奈良県吉野郡下北山村の全	奈良県吉野郡天川村の全域	域 秋田県南秋田郡大潟村の全	域 青森県北津軽郡鶴田町の全	域 青森県北津軽郡板柳町の全	北海道余市郡仁木町の全域	北海道古平郡古平町の全域	域 北海道古宇郡神恵内村の全	
下北山村	天川村	大潟村	鶴田町	板柳町	仁木町	古平町	神恵内村	
下北山村産業振	促進計画 天川村産業振興	促進計画 大潟村産業振興	促進計画 鶴田町産業振興	促進計画 板柳町産業振興	促進計画 仁木町産業振興	促進計画 古平町産業振興	興促進計画 神恵内村産業振	促進計画
令和元年	令和元年 五月三十一日	令和元年 五月三十一日	令和元年 五月三十一日	令和元年 五月三十一日	令和元年 五月三十一日	令和元年 五月三十一日	令和元年 五月三十一日	令和元年 五月三十一日

大隅	大隅	島原	島原	佐田岬	室津大島	紀伊	紀伊	
宮崎県串間市の全域	宮崎県日南市の区域の一部 (旧南郷町)	長崎県諫早市の区域の一部 (旧森山町)	長崎県島原市の全域	愛媛県八幡浜市の全域	山口県大島郡周防大島町の 全域	奈良県吉野郡東吉野村の全 域	奈良県吉野郡上北山村の全 域	域
串間市	日南市	諫早市	島原市	八幡浜市	周防大島町	東吉野村	上北山村	
串間市産業振興	促進計画	促進計画	島原市産業振興 促進計画	八幡浜市産業振 興促進計画	周防大島町産業 振興促進計画	東吉野村産業振 興促進計画	上北山村産業振 興促進計画	興促進計画
令和元年	令和元年 五月三十一日	令和元年 五月三十一日	令和元年 五月三十一日	令和元年 五月三十一日	令和元年 五月三十一日	令和元年 五月三十一日	令和元年 五月三十一日	令和元年 五月三十一日

大隅	大隅	大隅			
鹿兒島県肝属郡東串良町の 全域	鹿兒島県曾於市の全域	鹿兒島県垂水市の全域			
東串良町	曾於市	垂水市			
東串良町産業振 興促進計画	曾於市産業振興 促進計画	垂水市産業振興 促進計画	促進計画		
令和元年 五月三十一日	令和元年 五月三十一日	令和元年 五月三十一日	令和元年 五月三十一日		五月三十一日